

第24回 福岡市個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価部会 議事録

日 時	令和7年4月23日(水)	
場 所	福岡市役所15階 1503会議室	
出席者	委員（五十音順、敬称略） 永星 浩一（部会長） 北坂 尚洋 櫛田 久代 鈴木 崇弘 山下 亜紀子 事務局 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 個人情報保護係長 個人情報保護係員 井手 俊輔 赤坂 嘉裕 羽田 あかね 事務担当課 こども未来局こども健やか部こども家庭課 こども福祉係長 こども福祉係員 こども福祉係員 宗 健太郎 山下 結衣 亀村 遥 関係課 総務企画局DX戦略部データ活用推進課 データ活用推進係長 データ活用推進係員 長谷 恵子 平瀬 慎	
議 題	1 児童手当に関する事務に係る制度改正後のしきい値変更に伴う、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検	

開会

議題1 児童手当に関する事務に係る制度改正後のしきい値変更に伴う、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検

（部会長） 審議に入る前に、特定個人情報保護評価制度を所管するデータ活用推進課より、制度の概要について説明をお願いします。

（関係課） （説明）

（部会長） 確認事項等あれば発言をお願いします。

（委 員） 意見なし。

（部会長） それでは、事務担当課より本日の議題について説明をお願いします。

（事務担当課） （全項目評価書等説明）

- (部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いします。
- (委員) 市民からのパブリックコメントにおいて、再委託がマンネリ化しているという指摘があるが、実際委託してる業者は何年目の委託になるのか。
- (事務担当課) 現況届等申請受付処理および問い合わせ対応業務の委託先については、プロポーザルにより業者を選定し、帳票の作成業務委託については、見積合わせで業者を選定している。前者については、現在の委託先業者とは、令和5年度から委託契約を行っている。後者については、毎年見積合わせを実施し、委託契約を行っている。
- (委員) 毎年契約を継続しているということか。
- (事務担当課) 委託業務において、契約は単年契約である。
プロポーザルや見積合わせを実施し、委託業者を選定しているため、その結果として同一業者と継続して契約をしているが、業者選定における公平性は保たれていると考えている。
- (委員) パブリックコメントに対する回答として、もう少し補足して、適正に業者は選定しているという点の説明があったほうがよかったのではないかと。
- (事務担当課) ご指摘の通り、回答としては少し説明が足りていないところがあった。
当該委託業務については、大量の個人情報を取り扱うとともに、児童手当の制度に対する理解も求められるため、プロポーザルを実施しても業者の手が挙がらないという実態もあるが、今後も業者選定時には広く呼び掛けていけらとと考えている。
- (部会長) 全項目評価書11頁に記載している再委託は、委託先が受託業務のうち、さらに業務の一部を別の業者に委託することを言っているのではないかと。
市民意見で言われている再委託は、同じ委託業者と繰り返し、委託契約をしているという意味合いで使われていると考える。
- (委員) 全項目評価書に記載している再委託について、市は再委託先については把握しているのか。
- (事務担当課) 把握している。
- (事務局) 再委託については、委託先業者と契約を締結する際に添付する「個人情報・情報資産取扱特記事項（以下「特記事項」という。）」において、原則として第三者に個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならないとしているが、市の承認を得たものについては、再委託が可能となっている。
- (委員) 再委託先から個人情報が漏れてしまうということも考えられるため、再委託先についても把握、適切に管理していく必要があると考える。
- (委員) 再委託について、市が承認するとのことであるが、具体的にはどこが再委託の承認を行うのか。
- (事務担当課) 再委託の承認については実施機関が行うこととなっている。本件であれば、委託先業者が、委託業務の一部について、別の業者へ再委託を行いたいという届け出が提出された場合は、事業を実施している当課（こども家庭課）が承認

することになる。

(委 員) 特記事項について、再委託の制限について記載があるが、再委託の業務については、市が直接委託業者を通さずに直接再委託先と契約したほうが、安全管理が行き届くのではないかと。

(事務局) 元の委託契約の中で、一部の業務や特定の業務についてはノウハウを持った業者に依頼したほうが効率的な場合もある。また、再委託は認めないことが原則とはなっているが、全ての契約を細かく分けて契約をすることは困難であるという実態もあるため、委託業務の実施に関してやむを得ない場合は、再委託先の選定も含めて、適切な安全管理が講じられているか確認の上、事前に市の承認を得ているものについては、再委託を認めているものである。

また、安全管理措置については、個人情報保護法の規定に基づき、委託先業者も市と同等の安全管理措置を講じる義務を負っており、再委託先の業者についても同様の規定が適用される場所である。

(委 員) 全項目評価書に記載している再委託について、再委託先の業者については記載がないが、評価するにあたって記載はしなくてよいのか。

(事務担当課) これまでの評価書においても記載はしていない。

(委 員) 全項目評価書11頁の委託事項3の「④取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」対象となる本人に範囲が、「受給資格者および配偶者」となっており、他の委託事項と異なっているのはなぜか。

(事務担当課) 委託事項3については、書類郵送のための宛名等の帳票作成業務であるため、児童手当の対象児童は範囲に入っておらず、配偶者が追加されているものである。

(委 員) 全項目評価書10頁の委託事項1の「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」で専用線に○が付いているが、専用線とはどのようなものか。

(事務担当課) 一般のインターネット回線やクラウドとは異なり、L G W A N回線を使用しているため、安全性は確保されている。

福岡市のセキュリティポリシー上、マイナンバーを含む情報は、外部のインターネットを経由してやりとりはしないと規定されており、行政機関や独立行政法人など限られた機関だけが接続できる専用線であるL G W A N回線を使用している。

(部会長) 特定個人情報保護評価とは直接関係ないが、児童手当にかかる現況届を廃止し、マイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認に切り替えたということであるが、マイナンバーカードを取得していなければ、児童手当を受給することができないということか。

(事務担当課) マイナンバーカードを取得していない場合であっても、マイナンバーのデータ自体は実施機関で調べることができるため、マイナンバーカードの取得の有無により、受給可否が変わるものではない。

(部会長) 他に質問等がなければ、本議題については概ね妥当であるとの結論でよろし

いか。

(委 員) 異議なし。

(部会長) それでは、本日の審議は以上とする。

議事終了 閉会